

監事意見書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における国立大学法人東京農工大学（以下、「当法人」という。）の業務執行について監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監事監査方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理状況を聴取すると共に、本部並びに主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑等の証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1）会計監査人有限責任あずさ会計監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認める。
- （2）財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を適正に示していると認める。
- （3）利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- （4）決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- （5）業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められない。

平成24年6月18日

国立大学法人 東京農工大学

監 事 高 井 陸 雄

監 事 藤 原 輝 夫

（注）上記は、監事意見書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。